

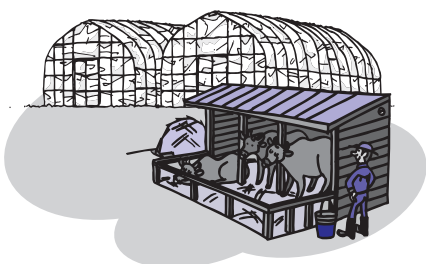
## 下水道排出汚水量の認定制度について

市では水道水以外（井戸水など）をお使いの人および醸造業、製氷業その他の営業者に対し、使用水量が下水道に流す汚水量と大きく異なる場合、排出汚水量を認定して下水道の使用料を決定します。

また、次の場合も内容を審査し認定しますので、認定の申請をする人は「排出汚水申告書」を下水道管理課まで提出してください。

### ◆認定制度に該当する使用例

- ①牛や豚など畜舎で使用している場合
- ②年間を通じて、ビニールハウスなどで野菜や草花の栽培に使用している場合
- ③製造業などで製品に多量の水を使用している場合
- ④育苗などで一時的に使用する場合（原則として1カ月分のみ）



【問い合わせ】建設部下水道管理課  
☎0220 (34) 2359

## おはなし会

迫図書館では、図書館ボランティア「だっこ・ラッコ」によるおはなし会を実施しています。

【日時】3月4日（土）・18日（土）  
4月1日（土）  
午前10時30分～

【場所】迫図書館 2階研修室

【問い合わせ】迫図書館  
☎0220 (22) 9820

## 国民年金だより

### 異動の時期は国民年金の届け出の時期です！

□国民年金の加入の仕方（種別）は3種類

国民年金は、社会全体で支える世代間扶養の仕組みに基づいていますので、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての方が加入することになっています。

- 【第1号被保険者】自営業者、農業従事者、学生などで20歳以上60歳未満の人
- 【第2号被保険者】厚生年金保険（共済組合）に加入している会社員（公務員）
- 【第3号被保険者】第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

□加入の仕方（種別）が変更になる場合は届け出を！

国民年金は就職、結婚、退職など人生の節目に加入の仕方（種別）が変わる場合があります、その都度手続きが必要になります。変更手続きを行わないと、将来年金額が少なくなったり、全く受けられなくなる場合があります。

変更前	変更後	どんな場合に？	手続きは？
第1号被保険者	第2号被保険者	・就職して、厚生年金保険（共済組合）に加入した場合	勤務先が手続きを行います。
	第3号被保険者	・厚生年金保険（共済組合）に加入している会社員（公務員）と結婚して、扶養されるようになった場合 ・配偶者が就職して厚生年金保険（共済組合）に加入し、扶養されるようになった場合	配偶者の勤務先へ届け出が必要です。
第2号被保険者	第1号被保険者	・会社や役所などを退職して、自営業者や無職になった場合	市区町村の国民年金窓口へ届け出が必要です。
	第3号被保険者	・会社や役所などを退職して、厚生年金保険（共済組合）に加入している配偶者に扶養されるようになった場合	配偶者の勤務先へ届け出が必要です。
第3号被保険者	第1号被保険者	・配偶者が会社や役所を退職した場合 ・収入が増えて扶養からはずれた場合	市区町村の国民年金窓口へ届け出が必要です。
	第2号被保険者	・就職して、厚生年金保険（共済組合）に加入した場合	勤務先が手続きを行います。

### 平成17年度分の国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

国民年金保険料の納め忘れがあると、将来支給される老齢基礎年金の額が少なくなるだけでなく、全く受けられない場合があります。老齢基礎年金を受けるための条件が、原則として25年以上納めた人に支給することになっているからです。障害基礎年金や遺族基礎年金も、それぞれ納付要件がありますので、完納することが年金を受給する重要なポイントです。国民年金を確実に受けるため、保険料を必ず納付期限までに納めましょう。

【問い合わせ】市民生活部市民課 ☎0220 (58) 2118  
古川社会保険事務所 ☎0229 (23) 1200



## 社会保険相談所開設

健康保険、国民年金など社会保険全般について相談に応じます。

【日時】3月22日（水）  
午前9時10分～正午  
午後1時～3時30分

【場所】迫公民館  
【問い合わせ】古川社会保険事務所  
☎0229 (23) 1200

## 裁判所からのお知らせ

3月の広報テーマは「新しい労働紛争解決制度（労働審判制度）について」、法廷で外国人に通訳をする人の「What's法廷通訳」です。詳しくは、最高裁ホームページをご覧ください。

【URL】<http://www.courts.go.jp/>  
【問い合わせ】仙台地方裁判所  
☎022 (222) 6111

## 道の駅「林林館」で陶芸教室

五月人形（こいのぼりと武者人形）を作製します。

【日時】3月26日（日）・27日（月）  
午前10時～正午

【場所】林林館2階  
【参加費】2,000円～2,300円程度  
【講師】瑞樹窯 笠政彦氏  
【問い合わせ】

林林館 ☎0220 (45) 1821  
森の茶屋 ☎0220 (45) 1218

## ラグビースクール生徒募集

“One for all All for one”をもっとうに、心身ともに子どもたちの健全育成に努めます。

【場所】中江中央公園（迫町）  
【時間】毎週土曜日（雨天時中止）  
午前9時～11時30分

【会費】月額1,000円

【対象者】小学生

【問い合わせ】事務局 日野  
☎090 (4634) 8021

## パソコン相談室

### ◆パソコン教室

ワードで名刺作成や、エクセルの基本操作を学んでみませんか。

□ワード

【日時】3月7日（火）午前10時～正午  
3月10日（金）午後7時～9時

□エクセル

【日時】3月14日（火）午前10時～正午  
3月17日（金）午後7時～9時

【受講料】2,000円

【場所】迫町にぎわいセンター  
第一研修室

### ◆出前コース

都合のいい時間に合わせて、あなたのお宅へパソコン持参し、相談に応じます。

【申し込み・問い合わせ】  
NPO法人パソコン・ネット・みやぎ  
☎0220 (21) 5262



財団法人東北電気保安協会

## 司法書士無料法律相談会

法律的な問題を抱え、どこに相談してよいのか分からずにお困りの人のため、宮城県司法書士会の相談員が無料で相談に応じます。事前の予約はいりません。お気軽にご相談ください。

【日時】3月18日（土）

午前10時～午後4時

【場所】迫公民館 2階

【相談内容】借金問題、相続・遺産分割など、金銭トラブルなど日常的な法律問題、訴訟・調停などの裁判手続きについて

【問い合わせ】宮城県司法書士会  
☎022 (263) 6755

## 国家公務員採用試験のお知らせ

人事院では、平成18年度国家公務員採用1種試験（大学卒業程度）を実施します。

### 【受付期間】

4月3日（月）～10日（月）  
※郵送の場合10日の消印有効

### 【受験資格】

- ①昭和48年4月2日～昭和60年4月1日生まれの人
- ②昭和60年4月2日以降生まれて  
ア)大学卒の人および平成19年3月までに大学卒見込みの人  
イ)人事院がア)と同等の資格があると認める人

【試験種目】教養試験・専門試験

【第1次試験】4月30日（日）

【第1次合格発表】5月12日（金）  
※申込用紙の請求や詳しい内容については、人事院ホームページまたは下記まで問い合わせください。

【URL】  
<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>

【問い合わせ】  
人事院東北事務局 第二課試験係  
☎022 (221) 2022